

平成 30 年（2018 年）11 月 14 日

指定児童発達支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

児童発達支援の人員配置基準変更の経過措置終了に関するお知らせ

日頃より札幌市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援事業所の皆様へは、平成 30 年度報酬改定の際に周知させていただいておりましたが、平成 30 年 1 月 18 日に厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）（以下、「基準省令」という。）の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から、児童発達支援事業所に置くべき従業者の要件が下記のとおり変更となりました。

なお、平成 30 年 3 月 31 日までに指定を受けている児童発達支援事業所については、平成 31 年 3 月 31 日までの間、旧要件適用の経過措置がありますが、平成 31 年 4 月 1 日からは、変更後の基準を満たした従業者の配置が必須となりますので、事業所の皆様におかれましては、改めて、変更内容をご確認いただき、従業者の配置についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 人員配置基準の変更内容

- (1) 児童発達支援の従業者の基準（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

(児童発達支援の人員基準)

旧	新 (H30.4.1 改定)
<p>(サービス提供職員)</p> <p>指導員又は保育士</p> <p>※指導員又は保育士の合計数が以下の区分に応じてそれぞれ定める数以上（支援の提供時間帯を通じて常に確保）</p> <p>① 障がい児の数が 10 人まで 2人以上</p> <p>② 障がい児の数が 10 人を超えるもの 2人に、障がい児の数が 10 人を超えて 5人又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</p> <p>※1人以上は常勤</p> <p>※機能訓練担当職員を置く場合は、機能訓練担当職員の数を<u>指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p>	<p>(サービス提供職員)</p> <p>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス 2年以上経験者</p> <p>※指導員又は保育士の合計数が以下の区分に応じてそれぞれ定める数以上（支援の提供時間帯を通じて常に確保）</p> <p>① 障がい児の数が 10 人まで 2人以上</p> <p>② 障がい児の数が 10 人を超えるもの 2人に、障がい児の数が 10 人を超えて 5人又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</p> <p>※1人以上は常勤</p> <p>※<u>半数以上は児童指導員又は保育士</u></p> <p>※機能訓練担当職員を置く場合は、機能訓練担当職員の数を<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス 2年以上経験者の合計数に含めることができる。</u></p>

(※1) 「児童指導員」の要件は、「別紙」のとおり。

(※2) 「障害福祉サービス 2年以上経験者」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定されている「障害福祉サービス」を 2年以上経験した者をいう。

(2) 施行日及び経過措置

<施行日> 平成 30 年 4 月 1 日

<経過措置> 基準省令の施行の際、現に指定を受けている児童発達支援事業所については、平成 31 年 3 月 31 日まで（1年間）の間は、なお従前の例による旨の経過措置があります。

2 経過措置終了における留意点について

平成 31 年 4 月 1 日以降は、変更後の基準を満たした従業者の配置が必須となります。
変更後の基準を満たさない場合は、人員欠如の減算や指導の対象となる可能性がありますので、各児童発達支援事業所の皆様におかれましては、新基準への対応準備をよろしくお願いいたします。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
事業者指定担当係 TEL:211-2938 FAX:218-5181
mail: jigyouyasitei@city.sapporo.jp

(別紙) 児童指導員 (札幌市児童福祉法施行条例第195条の要件を満たす者)

(児童指導員の資格)

第195条 第193条第1項の児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長等が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者
- (6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校卒業等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの